

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※長野市処理欄		年月	開	記載例②
年度	(退職等・一括徴収・転勤)			
年度	(退職等・一括徴収)			

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(税額が0円の方も含まます。)

退職等で一括徴収する場合

御注意

3 | 2 | 1
 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 転勤により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では、「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、「1月1日現在の住所」の市町村長に送付していただきます。
 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

長野市長宛 令和××年〇〇月△△日提出		所在地 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地	特別徴収義務者指定番号 0 0 8 0 1 0 1 0 1 0	
		フリガナ カブシキガイシャ トクチョウショウジ	宛名番号 ※注2 0 1 2 3 4	
		氏名又は名称 株式会社 特徴商事	担連 課・係 人事課人事労務係	
		個人番号 ※注3 又は法人番号 1	当絡 氏名 特徴 花子	
		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電 話 000-000-0000 内線 (1 2 3 4)	

給与所得者	フリガナ 氏名	ナガノ ゼイタロウ 長野 税太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	生年月日	昭和50年 1月 1日						
	個人番号 ※注3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	受給者番号	1-234						
	1月1日現在の住所	長野市松代町松代1360番地						
異動後の住所	同上	140,000 円	6 月から 8 月まで	35,600 円	9 月から 5 月まで	××年 8 月 31日	1 右から番号を記入	2 右から番号を記入

転勤先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。</p> <p>(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)</p> <p>(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)</p> <p>(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">一括徴収税額 (納入額と同額)</p>	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (_____ 月 _____ 日納期分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地		受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
	フリガナ				
	氏名又は名称				

理由	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※死亡による退職の場合は普通徴収にしてください。	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input checked="" type="checkbox"/> 9 月分 (10月10日納期分) で納入します。
		9 月 20 日	104,400 円	

理由	<input type="checkbox"/> 一括徴収する場合、該当する理由の番号を記入してください。 3. 死亡による退職であるため	※長野市処理欄 一括徴収の申出がないため すべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">一括で徴収した税額を納入する月</p> <p>※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務づけられています。</p>
----	--	---	--

【提出先】 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当